

相楽都市計画 高度地区の変更

(精華町決定)

計画書 (案)

京都府 精華町

相楽都市計画高度地区の変更（精華町決定）

●高度地区を次のように変更する。

種別	面積	建築物の高さの最高限度	備考
第1種 高度地区	308.5ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線または、隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに5メートルを加えたもの以下であって、かつ10メートルをこえてはならない。	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第2種 高度地区	59.0ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線または、隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに7.5メートルを加えたもの以下であって、かつ15メートルをこえてはならない。	第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
第3種 高度地区	118.0ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線または、隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下であって、かつ15メートルをこえてはならない。	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
第4種 高度地区	12.7ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線または、隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下であって、かつ15メートルをこえてはならない。	容積率が200%の 近隣商業地域
第5種 高度地区	174.6ha	建築物の各部分の地盤面から高さは、31メートルをこえてはならない。	準工業地域
第6種 高度地区	9.5ha	建築物の各部分の地盤面からの高さは、当該各部分から前面道路の反対側の境界線または、隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下であって、かつ20メートルをこえてはならない。	容積率が300%の 近隣商業地域
合 計	682.3ha		

●位置および区域

- ・別添総括図、計画図のとおり

●理由

- ・別添理由書のとおり

新旧対照表

種別	面積（新）	面積（旧）	備考
第1種 高度地区	308.5ha (-53.8ha)	362.3ha	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域
第2種 高度地区	59.0ha	59.0ha	第一種中高住居専用地域 第二種中高住居専用地域
第3種 高度地区	118.0ha (+3.2ha)	114.8ha	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
第4種 高度地区	12.7ha	12.7ha	容積率が200%の 近隣商業地域
第5種 高度地区	174.6ha (+45.7ha)	128.9ha	準工業地域
第6種 高度地区	9.5ha (+4.9ha)	4.6ha	容積率が300%の 近隣商業地域
合計	682.3ha	682.3ha	

理由書

関西文化学術研究都市の南田辺・狛田地区の狛田東地区及びその周辺地区において、用途地域の変更に伴い、高度地区の変更を行うものである。

相楽都市計画（精華町）
高度地区の変更 総括図（案）
縮尺 1:10,000

変更後	変更前
第3種高度地区	第1種高度地区

変更後	変更前
第5種高度地区	第1種高度地区

変更後	変更前
第6種高度地区	第1種高度地区

凡 例	
	変更区域

凡 例	
	第3種高度地区
	第5種高度地区
	第6種高度地区

